

介護支援専門員募集要項（会計年度任用職員）

項 目	内 容
職名	介護支援専門員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	福祉局高齢者施策推進部介護保険課 （東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎26階北側）
職務内容	介護支援専門員の名簿登録及び実務研修受講試験並びに各種法定研修の実施に係る業務補助、他道府県や法定研修実施団体との調整等
採用予定人数	1名
応募資格・求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の資格を有し、介護支援専門員の実務や制度に精通していること。 ・介護保険法及び介護保険制度に関する知識を有すること。 ・基本的な接客能力を有し、電話対応等を適切かつ円滑に行えること。 ・パソコン（Word、Excel等）を操作し、文書作成やデータ入力等の事務が支障なく行えること。 ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること。
勤務日数	月16日
勤務時間	9時00分から17時45分まで ※緊急の場合には超過勤務が生じることがあります。 ※勤務時間帯については、上記により難しい場合は一般職員の例等による。
休憩時間	12時00分から13時00分まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	月額240,100円 通勤手当相当額を別途支給（上限150,000円/月） ※原則として毎月15日支給 ※一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり

社会保険	健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険の加入：有 (一定の要件を満たした場合)
応募方法	会計年度任用職員申込書(第1号様式) (別添参照) 及び資格を有することがわかる書類(写しで可) を応募期限までに下記申込書提出先に郵送してください。 ※応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、御了承ください。 ※志望動機欄は必ず御記載ください(欄内に書ききれない場合は、別紙でも可)。 ※連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。 ※その他配慮が必要な事項(育児、介護等)がある場合は、必ずその旨を記入してください。
応募期限	令和8年2月13日(金曜日) 必着
選考方法	(1) 第一次選考 書類選考 (2) 第二次選考 面接選考 ・各選考結果は、合否に関わらず郵送にて通知します。 ・一次選考合格者には、別途、面接日調整のため電話連絡させていただきます。 ・第二次選考は2月中旬以降に実施を予定しております。 ・第二次選考の結果は、2月下旬以降に通知します。 ・選考経過及び結果に関する問い合わせに一切応じられません。
問い合わせ、申込先	(1) 採用に関する事【申込書提出先】 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号(東京都庁第一庁舎26階北側) 福祉局高齢者施策推進部企画課管理担当 電話03-5320-4568 都庁内線33-511 (2) 業務内容に関する事 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号(東京都庁第一庁舎26階北側) 福祉局高齢者施策推進部介護保険課(ケアマネジメント支援担当) 大竹 電話03-5321-1111(代表) 都庁内線33-632

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。